

森林環境保全整備事業実施要綱

〔平成14年3月29日 13林整整第882号〕
〔農林水産事務次官依命通知〕

最終改正：令和3年3月31日 2林整整第946号

第1 趣旨

森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に、我が国においては、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する機会が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、特に、成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施業による森林整備を進める必要がある。

このため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。

第2 事業の内容

森林環境保全整備事業（以下「本事業」という。）の事業内容は、次のとおりとする。

1 森林環境保全直接支援事業

利用期を迎えつつある森林資源を活用し持続的な森林経営を実現するため、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に定める森林経営計画の作成者等が施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道（継続的に使用される作業道であって、国の指針に基づいて都道府県が定める指針に適合するものをいう。）の開設等

2 特定森林再生事業

自然条件等の理由で更新が困難であるなど、自助努力によっては適切な森林の造成が期待できないが、災害の防止や生物多様性の保全等の観点から成林させることが必要な林地や気象害等の被害を受けた森林及び機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（以下「重要インフラ施設」という。）周辺の森林について、地方公共団体と森林所有者等による協定（都道府県及び市町村にあつては当該地方公共団体と森林所有者、都道府県又は市町村以外の事業主体にあつては当該事業主体と地方公共団体及び森林所有者との間で締結される、本事業による施業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。なお、重要インフラ施設周辺の森林において事業を実施する場合は、協定締結主体に当該重要インフラの施設管理者を加えるものとする。）に基づき実施する、森林造成、気象上の原因により被害を受けた

森林を復旧させるための造林や重要インフラ施設への倒木被害の未然防止につながる森林整備等及び松くい虫による被害を防止するための周辺松林の樹種転換等

3 森林資源循環利用林道整備事業

持続可能な林業経営の実現に向けて、効果的に林内路網を形成するため、「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」（平成30年2月1日付け29林整第713号林野庁長官通知）に定める生産基盤強化区域内等において、主として森林施業のために利用する恒久的施設として地方公共団体等が行う林業生産基盤整備道（木材流通の広域化や木材の大量運搬等に対応できる基幹となる林道であって、国の定める基準に適合するものをいう。）等の整備

4 山村強靱化林道整備事業

持続的な林業経営の実現に向けて、幹線となる林道の強靱化を進めるため、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）第3条（4）に規定する幹線であり、かつ、事業着手時から供用開始までの間に地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路として位置付けられる山村強靱化林道（効率的な森林施業、木材の大量運搬等に対応し、山村の強靱化にも資する基幹となる林道であって、国の定める基準に適合するものをいう。）等の整備

5 林業専用道整備事業

持続可能な林業経営の実現に向けて、丈夫で簡易な、使いやすい道づくりを進めるため、主として森林施業のために利用する恒久的施設として地方公共団体等が行う林業専用道（普通自動車（10トン積程度のトラック）や林業用車両（大型ホイールタイプフォワード等）が走行可能な構造を有し、林内の木材輸送の中核的な役割を果たす林道であって、国の指針に基づいて都道府県が定める指針に適合するものをいう。）等の整備

6 林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業

環境被害等を未然に防止し、林道施設を適切に管理するための林道施設の塗膜に含まれるポリ塩化ビフェニルの調査、処理等

第3 指導推進

1 都道府県知事、市町村長及び事業主体は、本事業の適切かつ円滑な推進のための体制を整備するとともに、林業関係団体、関係行政機関等との密接な連携の下に本事業を推進するものとする。

2 都道府県知事は、市町村長及び事業主体に対し、本事業の実施についての適切かつ円滑な推進のための助言、指導その他の所要の援助措置を行うとともに、他の森林・林業施策との関連とその活用に配慮し、本事業の効果的な推進に努めるものとする。

第4 国の助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官依命通知）等に基づき、その一部を都道府県に補助するものとする。

第5 その他

本事業の実施については、本要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。